六　登録実務講習事務を行う事務所の名称　株式会社Ｋｅｎビジネススクール
七　登録実務講習事務を行う事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目十二番七号　ストーク新宿一階
八　登録実務講習事務を開始する年月日　平成二十四年十月十七日

○国土交通省告示第千百九十八号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により、公示する。

平成二十四年十月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　登録年月日　平成二十四年十月十七日
二　登録番号　(一)第十七号
三　氏名又は名称　一般財団法人ハートステーション
四　住所　神奈川県横浜市中区住吉町六丁目七十六番三号
五　法人である場合の代表者の氏名　和氣　猛仁
六　登録実務講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人ハートステーション
七　登録実務講習事務を行う事務所の所在地　神奈川県横浜市中区住吉町六丁目七十六番三号
八　登録実務講習事務を開始する年月日　平成二十四年十月十七日

○国土交通省告示第千百九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　不動谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治三十三年内務省告示第八十七号で指定した土地の区域を除く。）
　京都府相楽郡笠置町大字有市
　小字今石谷　一番　一番地先道路敷
　二八番　四号
　二九番　七号及び八号
　三〇番一　九号
　三〇番乙　十号から十四号まで
　三〇番乙地先水路敷　十五号及び十六号
　三一番　十七号
　小字夜干　五号及び六号
　三二番地先道路敷　一号
　三三番　十九号
　三三番地先水路敷　十八号
　三三番地先道路敷　二十号

○国土交通省告示第千二百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　安井谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
　兵庫県佐用郡佐用町宗行字井谷
　四四七番四三及び四四七番七六
　四四七番八〇から四四七番八四まで
　五三〇番二
　五三一番二
　五三六番
　五三八番
　五三九番
　五四〇番一
　五四一番二及び五四一番三
　五四三番二
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西山川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第百九十九号で指定した土地の区域を除く。）
　兵庫県丹波市市島町市島
　字西山　一〇一番一　四号から六号まで及び十一号から二十五号まで
　一〇一番五　七号から十号まで
　字姥田　一〇二番　一号から三号まで
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　広国川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　兵庫県佐用郡佐用町
　下三河字上ノ段　三八五番　一号から三号まで
　三七九番二〇　四号及び五号
　三七九番一七　十号から十三号まで
　三七九番一六　十四号から十九号まで
　三七九番一五　二十号及び二十一号
　三七八番一　二十二号及び二十三号
　中三河字マキノ　二五番一三　六号から八号まで
　二五番一四　九号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　溝ヶ谷川及び長谷ヶ谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地（昭和四十四年建設省告示第八百二十三号で指定した土地の区域を除く。）
　兵庫県佐用郡佐用町佐用
　字大山谷　三二七八番一　三二八〇番二　三二八〇番一　三二八〇番四一三　三二八〇番七　三二八〇番五　三二四〇番一四　三二四〇番一三　三二四〇番一六　三二四〇番二一　三二五四番一
　字松ノ段　三二五六番三
　殿谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
　兵庫県丹波市青垣町東芦田
　字殿谷　三一三六番から三一五二番まで　三一五三番一及び三一五三番二　三一五四番から三一六七番まで
　字代官　六三六番から六四〇番まで　六四〇番一　六四一番及び六四一番一　六四二番から六四五番まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和四十四年建設省告示第八百二十三号で指定した土地の区域を除く。）
　兵庫県丹波市青垣町東芦田
　字師々屋　六五三番　一号及び二号　六五二番一　三号　三一番　四号　三五番　五号及び六号　三六番　八号　四六番　九号　四七番　十号　四八番　十一号及び十二号　五〇番　十三号から十五号　五一番　七号　一六番
　字代官　一号　二号から八号まで及び三十一号から三十三号まで　九号　十号及び十一号　十二号から十八号まで及び二十九号　三十号　十九号　二十号及び二十一号　二十二号及び二十三号　二十四号　二十五号から二十七号まで　二十八号
　五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　殿谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
　兵庫県丹波市青垣町東芦田
　字殿谷　三一三六番から三一五二番まで　三一五三番一及び三一五三番二　三一五四番から三一六七番まで
　字代官　六三六番から六四〇番まで　六四〇番一　六四一番及び六四一番一　六四二番から六四五番まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　兵庫県丹波市青垣町東芦田
　字師々屋　六五三番　一号及び二号　六五二番一　三号　三一番　四号　三五番　五号及び六号　三六番　八号　四六番　九号　四七番　十号　四八番　十一号及び十二号　五〇番　十三号から十五号　五一番　七号　一六番
　字殿谷